

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった方（または世帯）（※）

- ※平成26年度までに避難指示などが解除された地域
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料(税)**
 - 令和4年度まで・・・全額減免
 - 令和5年度・・・1/2減免
 - 令和6年度以降・・・減免終了
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金(利用者負担)**
 - 令和7年2月末まで・・・免除継続
 - 令和7年3月1日以降・・・免除終了
- 平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 保健福祉課 障がい者支援チーム

心の健康相談 相談料無料

福島県相双保健福祉事務所では、様々な心の問題についてお困りの方、またその家族を対象に、精神科医による「心の健康相談」を実施しています。

- ・最近なんだか元気が出ない…。
 - ・以前と比べて落ち込みやすい気がする…。
 - ・家族が精神的な病気ではないかと心配…。
 - ・震災後、眠れなくて…。
- などのお悩みを抱えていませんか？



1人で悩まず、お気軽にご相談ください。

予約制ですので、事前に右記の「お問い合わせ・お申し込み先」までご連絡をお願いします。

秘密は厳守いたします。安心してご相談ください。

下記の相談日以外にも、随時、保健師による相談を受け付けております。
月曜から金曜午前8時30分～午後5時15分（祝祭日を除く）

- 日時 令和5年1月12日（木）
午後2時30分～午後3時30分 または
午後3時30分～午後4時30分

- 場所 榑葉町保健福祉会館
- お問い合わせ・お申し込み先
福島県相双保健福祉事務所（相双保健所）
南相馬市原町区錦町1丁目30番地
保健福祉課 障がい者支援チーム
☎0244-26-1133



Information 福島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度のお知らせ

- 「医療費のお知らせ（医療費通知）」を送付します
「医療費のお知らせ」とは、皆さまの医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書に基づき、毎年1回「医療費のお知らせ」を福島県後期高齢者医療広域連合から送付しています。
お手元に医療費のお知らせが届きましたら、内容をご確認の上、ご不明な点や誤りがあった際には福島県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。
- 対象 令和4年1月～12月の間に保険診療を受けた福島県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※請求の関係により、対象期間内に受診していても記載されない場合があります。
- 内容 受診年月、医療機関等名称、診療区分、医療費（10割）総額、自己負担相当額など ※傷病名、調剤名などの診療内容については、直接医療機関などへお問い合わせください。

■通知時期 令和5年2月下旬から順次発送
※1年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を早めることはできません。

- ◆医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。
- ◆医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、なくさないように大切に保管してください。
- ◆県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。
- ◆確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。
※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務署などにお問い合わせください。

問 福島県後期高齢者医療広域連合
☎024-528-9025

Information 健康福祉課

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合「2割」が新設されています

- ・令和4年10月1日から、次の①、②の両方に該当する場合は、窓口での医療費の負担割合が「2割」になります。
 - ①世帯内に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療制度の被保険者がいる。
 - ②「年金収入＋その他の合計所得」の合計が、後期高齢者医療制度の被保険者が一人の世帯は200万円以上、二人以上の世帯は合計320万円以上。
- ・住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる世帯は3割負担、被保険者全員の住民税課税所得が28万円未満の世帯と住民税非課税世帯は1割負担です。

令和4年10月1日から被保険者証が新しくなっています

- ・被保険者証（ふじ色）は、令和4年9月30日で有効期限を迎えているため使用できません。令和4年度は窓口負担割合の見直しがありますので、10月1日から使える被保険者証（ピンク色）を、9月中旬ごろに簡易書留にて郵送しています。
- ・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113
福島県後期高齢者医療広域連合
☎024-528-9025

Information 町民税務課

町民税・国民健康保険税は12月26日が納期限です

町民税（4期）、国民健康保険税（6期）の納期限などは、次のとおりです。

- 納期限 令和4年12月26日（月）
- 納付場所
 - ①あぶくま信用金庫 本・支店
 - ②福島さくら農業協同組合 本・支店
 - ③東邦銀行 本・支店
 - ④いわき信用組合 本・支店
 - ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
 - ⑥福島銀行 本・支店
 - ⑦大東銀行 本・支店

- ◎広野町役場 出納室
- ◎コンビニエンスストア
あぶくま信用金庫
令和4年12月26日（月）
その他の金融機関
令和4年12月23日（金）
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 環境防災課

年末年始のごみ収集について

- 年末のごみ回収について、**12月29日（木）までの収集**となっています。指定袋に入れて最寄りのごみステーションへ朝8時30分までにお出してください。
- ・「南部衛生センター」へのごみの持ち込みは、12月29日（木）～1月3日（火）の間、出来ませんのでご了承ください。
- ・年明けについては1月4日（水）からごみカレンダーどおり収集いたします。

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

今年最後の可燃ごみ収集日です！

日	月	火	水	木	金	土
				1 可燃	2	3
4	5 可燃	6 外方	7 不燃	8 可燃	9	10
11	12 可燃	13 外方	14 カン	15 可燃	16	17
18	19 可燃	20 外方	21 ビン	22 可燃	23	24
25	26 可燃	27 外方	28	29 可燃	30	31